

○「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」改定案 新旧対照条文

改定案	現行ガイドライン
<p>電気通信事業分野における競争の促進に関する指針</p> <p>令和*年*月*日</p> <p>公正取引委員会 総務省</p>	<p>電気通信事業分野における競争の促進に関する指針</p> <p>令和2年7月4日</p> <p>公正取引委員会 総務省</p>
<p>電気通信事業分野における競争の促進に関する指針 (目次)</p> <p>[I・II 略]</p> <p>III 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為</p> <p>[1 略]</p> <p>2 その他電気通信事業者が採ることが望ましい行為</p> <p>[(1)～(5) 略]</p> <p><u>(6) 固定ブロードバンドサービスにおける乗換え時のスイッチングコストの低減</u></p> <p>[IV 略]</p>	<p>[同左]</p> <p>[I・II 同左]</p> <p>III [同左]</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1)～(5) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[IV 同左]</p>
<p>[I 略]</p> <p>II 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>[第1・第2 略]</p> <p>第3 電気通信役務の提供に関連する分野</p> <p>[1・2 略]</p> <p>3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>(1) 電気通信役務の料金その他の提供条件の設定等に係る行為</p> <p>[ア 略]</p> <p>イ 電気通信事業法上問題となる行為</p>	<p>[I 同左]</p> <p>II [同左]</p> <p>[第1・第2 同左]</p> <p>第3 [同左]</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>(1) [同左]</p> <p>[ア 同左]</p> <p>イ [同左]</p>

[ア)・(イ) 略]

(ウ) 電気通信事業者が設定する以下のような料金その他の提供条件については業務改善命令が発動される（電気通信事業法第29条第1項第2号から第7号まで）。

[a～c 略]

d 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき

(例)

[①～③ 略]

④ 2以上の端末に対して同一の電気通信番号を使用させる際に、当該端末について技術的に同一の電気通信事業者が電気通信役務を提供する必要があるなどの合理的な理由なく、特定の端末向けのサービスへの加入に当たり、当該サービスと直接関係のない他の端末向けのサービスへの加入を条件として設定すること。

⑤ [略]

[e 略]

f 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき

(例)

[①～⑬ 略]

⑭ 固定ブロードバンドサービス（注47）の利用の開始に当たって必要となる工事費の分割支払いについて、期間拘束契約の期間を超える分割支払い回数しか提供しないこと。

（注47）FTTHサービス、DSLサービス、CATVサービス、FWAサービス又は無線インターネット専用サービス（電気通信事業者が電気通信設備を制御することにより、特定地点以外での利用を制限して提供される電気通信役務に限る。）をいう。ただし、契約約款に定める料金

[ア)・(イ) 同左]

(ウ) 電気通信事業者が設定する以下のような料金その他の提供条件については業務改善命令が発動される。（電気通信事業法第29条第1項第2号から第7号まで）

[a～c 同左]

d [同左]

[同左]

[①～③ 同左]

[新設]

④ [同左]

[e 同左]

f [同左]

[同左]

[①～⑬ 同左]

[新設]

その他の提供条件によらず、料金その他の提供条件についての別段の合意に基づき法人に対して提供される電気通信役務を除く。

⑮ 固定ブロードバンドサービスの利用の開始に当たって必要となる工事費について、一括支払いや短期の分割支払いと比べ、長期の分割支払いの場合において、その割引やキャッシュバックの額を有利とすること。

⑯ 固定ブロードバンドサービス契約において、違約金が不要で解約できる期間（以下「無料解約期間」という。）を3か月未満とすること。

⑰ [略]

[略]

[(イ) 略]

[(2)～(5) 略]

[第4・第5 略]

Ⅲ 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為

[1 略]

2 その他電気通信事業者が採ることが望ましい行為

[(1)～(5) 略]

(6) 固定ブロードバンドサービスにおける乗換え時のスイッチングコストの低減

ア 工事費相当額の割引やキャッシュバックの提供期間

工事費相当額を分割して月額料金から割引を行ったり、毎月キャッシュバックを付与したりする場合において、当該割引やキャッシュバックが期間拘束契約の期間を超えて継続的に提供される場合、利用者の過度な囲い込みとして機能する可能性があることから、工事費相当額の割引やキャッシュバックは、期間拘束契約の期間内に利用者がその全額を享受できるようにすることが望ましい。

[新設]

[新設]

⑭ [同左]

[同左]

[(イ) 同左]

[(2)～(5) 同左]

[第4・第5 同左]

Ⅲ [同左]

[1 同左]

2 [同左]

[(1)～(5) 同左]

[新設]

[新設]

[新設]

イ 無料解約期間

無料解約期間は、契約期間の最終月の翌月の月額料金を支払うことなく利用者が解約することができるよう、契約期間の最終月を含み、また多くの固定ブロードバンドサービスにおいて契約期間の最終月や契約期間の満了後に無料解約期間が設定されている実態に照らせば、契約期間の最終月の翌月及び翌々月も含むことが望ましい。

[IV 略]

[新設]

[新設]

[IV 同左]

備考 下線部分は改定部分、表中の [] の記載は注記である。また、ページ番号や注番号その他の形式的な修正を行った。